国会事項

衆　議　院

議案提出

三月十三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

三月十三日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　江崎　孝　　補欠　櫻井　充

答弁書受領

三月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中島政希提出「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出今冬の豪雪を踏まえ「建設産業の再生と発展のための方策二〇一一」の対策実施を求めることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出郵政民営化法の評価と課題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出餓死者対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出国産リンゴの輸出に関する質問に対する答弁書

通知書受領

三月十三日内閣から衆議院議員柿澤未途提出郵政事業の関連法人の整理・見直し等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十四年四月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参　議　院

議案受領（予備審査）

三月十三日内閣から次の議案が送付された。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案（閣法第六八号）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（閣法第七〇号）

議案送付（予備審査）

三月十三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案（柴田巧外一名発議）

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案（小野次郎外一名発議）

会計検査院法の一部を改正する法律案（小野次郎発議）

国家賠償法の一部を改正する法律案（小野次郎発議）

質問主意書提出

三月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

東日本大震災一周年追悼式に関する質問主意書（大江康弘提出）（第六一号）

答弁書受領

三月十三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員加藤修一提出防災啓発用冊子の発行に関する質問に対する答弁書（第四七号）

参議院議員森まさこ提出農家経営を圧迫している廃用牛の出荷滞留に関する質問に対する答弁書（第四八号）

参議院議員古川俊治提出学校給食用牛乳に関する再質問に対する答弁書（第四九号）

参議院議員糸数慶子提出野田首相の沖縄訪問に関する質問に対する答弁書（第五〇号）

参議院議員亀井亜紀子提出定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途に関する質問に対する答弁書（第五一号）

合同協議会委員辞任、補欠選任及び通知

三月十三日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任　江崎　孝　　補欠　櫻井　充

人事異動

最高裁判所

さいたま地方裁判所判事　　倉吉　敬

横浜地方裁判所判事に補する

横浜地方裁判所長を命ずる

宇都宮地方裁判所判事　　荒井　勉

さいたま地方裁判所判事に補する

さいたま地方裁判所長を命ずる

東京高等裁判所判事　　綿引万里子

最高裁判所裁判所調査官に充てるにんを解く

宇都宮地方裁判所判事に補する

宇都宮地方裁判所長を命ずる

簡易裁判所判事　　綿引万里子

宇都宮簡易裁判所判事に補する

宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京地方裁判所判事　　尾島　明

部の事務を総括する者の指名を解く

最高裁判所裁判所調査官に充てる

最高裁判所上席調査官を命ずる

東京高等裁判所判事　　菅野　雅之

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上三月九日）

○定年退官

判事大坪丘は三月八日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第1項において準用する法第6条第1項の規定により、平成24年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

平成24年3月15日　防衛大臣　田中　直紀

1　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社及び法第2条第2項第5号の規定に基づき防衛大臣が指定する法人

2　応募手続

(1)　交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験

②　交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容

③　労働契約の期間

④　交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2)　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。））をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容

③　任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

3　応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162―8801　東京都新宿区市谷本村町5―1

電話番号：03―3268―3111（代表）（内線20755）